



平成 29 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社ノムラシステムコーポレーション  
代表者名 代表取締役 野村 芳光  
(コード番号：3940 東証 J A S D A Q)  
問 合 せ 先 執行役員管理部長 関口 由実  
(TEL. 03-6277-0133)

## 新株予約権（ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定並びに平成 29 年 3 月 28 日開催予定の第 32 回定時株主総会の承認を条件として、当社従業員に対し、以下のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権を発行する目的

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、長期的かつ安定的な業績向上を図ること及び株主重視の経営意識を高めることを目的に、当社の従業員に対して、新株予約権を無償で発行します。

#### 2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当の対象者  
当社従業員

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
当社普通株式 5,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 発行する新株予約権の総数  
50 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、100 株とする。ただし、上記 (1) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金額  
新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記の算式において当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後8年を経過する日まで。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社関係会社の従業員であることを要する。ただし、従業員が定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
- ② 各新株予約権の一部行使は、できないものとする。
- ③ 新株予約権の相続はこれを認めないものとする。
- ④ その他の権利行使の条件は、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が(7)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、

当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(11) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付するものとする。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

(12) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される新株予約権発行に係る取締役会決議により、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以上